

地域金融円滑化のための基本方針

川之江信用金庫は、地域金融機関として、中小企業の健全な発展と一般大衆の豊かな生活実現に努め、地域社会に貢献するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

また、「金融円滑化に関する相談・申込・苦情等への適切かつ迅速な対応」「お客様の経営改善または再生に向けた取り組みへの適切な支援」を実践し、金融円滑化への取組状況を適切に把握するため、以下のように方針および態勢を新たに整備します。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ◎ 「本基本方針」、「金融円滑化管理方針」、及び「金融円滑化管理規程」等を策定し、金庫全体に周知いたしました。
- ◎ 金融円滑化管理全般を統括する部門（金融円滑化管理部門）を業務部と定めました。
- ◎ 金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者と定めました。同管理責任者は、適切な金融円滑化管理態勢整備・確立の権限を有します。
- ◎ 各営業店長を金融円滑化対応責任者と定め、金融円滑化管理の実効性確保に努めます。
- ◎ 各営業店及び本部業務部に金融円滑化相談窓口を設置いたしました。
- ◎ 本部のコンプライアンス統括部（総務部）に金融円滑化苦情窓口を設置いたしました。各営業店で受け付けた苦情につきましても、金融円滑化苦情窓口で、一元的に把握いたします。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

平成22年1月 制定

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。
川之江信用金庫 総務部 電話番号 0896-58-1300（内線27）